

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

処理事項	1現年度	2新年度	3両年度

異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成 年 月 日  潟上市長 様	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地				特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名 称				個 人 番 号			
		代表者の 職氏名印					連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	係
							氏 名	氏 名	
						電 話			
給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額の徴収	
氏 名									
旧 住 所	(1月1日現在の住所...必ず記入願います。)		円	月分から	円	平成	1.退職 2.転勤 3.休職 4.死亡 5.その他 ( )	1.特別徴収継続	
新 住 所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)			月分まで		.		2.一括徴収	
						退職時までの 給与支払額	円	控除社会 保険料額	
								円	

給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等 の支払予定日	徴収予定 支 払 予 定 日 ごと の 徴 収 予 定 額	徴収予定 合 計 (上記(ウ)と同額)	退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額について は退職時に一括徴収することが義務づけられています。 なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の 了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して くださるよう、お願いいたします。
1.異動が平成 年12月31日までで、 申し出があったため ( 月 日申出)		円	円	
2.異動が平成 年1月1日以後で、 特別徴収継続の希望がないため		円		
異 動 者 印	一括徴収した税額は 月分( 月10日納期分)で納付します。			

転勤等による特別徴収届出書(特別徴収継続を希望する場合、新勤務先について記入してください。)

月割額 円を 月分から徴収し 納入します。	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地				特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称				連絡者の係及 び氏名並びに その電話番号	係	係
		代表者の 職氏名印					氏 名	氏 名
							電 話	電 話

税制改正により、個人住民税の特別徴収義務のある給与支払者は、平成20年1月1日以後に給与(30万円を超える)を受けている者が退職した場合には、退職した日の属する年の翌年1月31日までに、給与支払報告書を市町村長に提出することが義務付けられています。